

渡邊利三国際奨学金（令和2年度） 応募要領

海外の大学で学びたいという高い志を持ち、最先端若しくは将来貢献度の高い自然科学分野の研究を目指している 大学院生・研究者等(研究機関在籍者)の生活費の支援（給付型：返済の義務なし）を目的とする奨学金制度です。

募集人員

10名程度を予定しております。

奨学金

月額：15万円（3ヶ月～最大10ヶ月：次年度更新要件あり）

応募資格

以下の条件を全て満たす者としします。

①日本国内の大学または研究機関に在籍している日本国籍で40歳以下の大学院生・研究者・教員等で、海外の大学や研究機関への留学（研究）が概ね決定している留学予定者（大学院進学予定者を含む）。

※ランキングの高い著名大学や一流の研究機関に留学する人が優遇されます。

②最先端若しくは将来貢献度の高い研究を目指し、研究終了後は留学経験を活かして国や社会に貢献できる者。

③学業・語学・人物ともに優秀であり、生活費の援助が必要とされる者。

④原則として、他の機関の奨学金制度から本奨学金と目的が重複する奨学金を受給していない者。

※留学先から授業料の免除を受けている者、他の機関から渡航費の援助を受けている者、日本学術振興会の特別研究員は給付対象者となります。

提出書類

以下の書類を提出してください。

- ① 申請書・研究計画書（本人履歴／研究内容・計画／自己PR／経済的理由等）
- ② 学業成績証明書（大学学部成績証明書は必須）
- ③ 英語能力を示す書類（TOEFL, TOEIC, IELTSなどの成績証明書等）
- ④ 申請者の年間所得証明書（収入等がない場合は非課税証明書）
- ⑤ 指導教授等推薦状（書式自由：申請者の学業、研究内容、人物、将来性について所見を書いてください）
- ⑥ 留学先受入証明書（留学先のアクセプタンスレター等）
※ 証明書の入手が困難な場合は、受入内定の事実を確認できる留学先からの文書（E-mail 可）を提出してください（留学先の機関名、指導教授名、留学（受入）期間が明記されていること）。
※ 留学先（受入先）が変更となる場合は、新たに①申請書 ④指導教授等推薦状 ⑤留学先受入証明書を提出してください。

応募方法

上記「提出書類」を当財団事務局宛に郵送若しくはE-mail（PDFファイル）にてご送付ください。

E-mailで送信される方は当財団E-mailアドレス：zai@watanabe-zaidan.or.jpにお送りください。

表題に「奨学金：氏名」を必ずご記入ください。

指定様式の申請書は、当財団ホームページよりダウンロードできます。

（[申請書ダウンロード](#)）

受付期間

2020年11月1日から2021年2月20日（当日消印有効）まで

選考及び発表

- ・本財団の選考委員会において書類選考を行い、面接が必要と判断された場合は、ZOOM等で面接を実施します。最終候補者を役員会で承認したうえで2021年5月頃に応募者へ採否を通知します。

- ・採択者は帰国後に、毎年6月開催予定の「認定式&研究成果フォーラム」に必ず1回以上出席してください。また、当財団のホームページにメッセージ動画、会報誌にコメントを掲載させていただきます。

支給内容及び使途

- ・留学した現地での生活費として支給します。
- ・支給期間は、原則として2021年8月～2022年5月となりますが、留学期間のみ（3ヶ月以上～最大10ヶ月）が対象であり、支給開始は留学開始時期によって異なる場合があります。
- ・日本国内の申請者個人口座に2～3ヶ月毎に振込みます。
- ・更新希望者は研究実績と次年度計画表を当財団に提出し、審査のうえ、次年度の更新が認められる場合があります（支給開始から最大3年間：最大10ヶ月分×2回）。
- ・総額及び月額支給額は採用決定時にお知らせします。
- ・原則として、返済の義務はありません。

報告書提出

- ・給付期間中に実施した研究の成果を「研究成果報告書」として2021年6月30日までに提出してください。
- ・更新を希望される方は「研究成果報告書（途中経過）」「次年度研究計画書（更新理由含）」を2021年2月28日までに提出してください。
- ・指定様式の研究成果報告書は、当財団ホームページよりダウンロードできます。
- ・ご提出いただいた研究成果報告書は、本財団の会報誌、ホームページに掲載されます。

・留学中の研究成果は、できるだけ早い機会に学会や学会誌等への発表によって、公開されることを期待します。その場合、当財団の支援を受けた旨を必ずご記載のうえ、別刷り等を当財団へご送付下さい。

留意事項

以下の事項に該当する場合、奨学金支給を停止及び返還を求めることがあります。

- ① 留学・研究先で在籍する機関から除籍された場合
- ② 病気その他の事由により留学（研究）を継続することが困難になった場合
- ③ 指導教授等から就学又は研究の継続に不適合と認められた場合
- ④ 当財団の奨学生としてふさわしくない行為があった場合

書類提出先

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-13-17
公益財団法人渡邊財団 事務局

TEL：(092) 724-3605 FAX：(092) 724-3690
E-mail：zai@watanabe-zaidan.or.jp